

習志野市立習志野高等学校 いじめ防止基本方針

1. 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等該当生徒等と一定の人間関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、該当行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」④

(2) 基本理念

いじめ防止等のための対策

①いじめが全ての生徒等に関係する問題であることに鑑み、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。②

②全ての生徒等がいじめを行わず、及び他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

③いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) 学校及び学校の教職員の責務

①学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。①

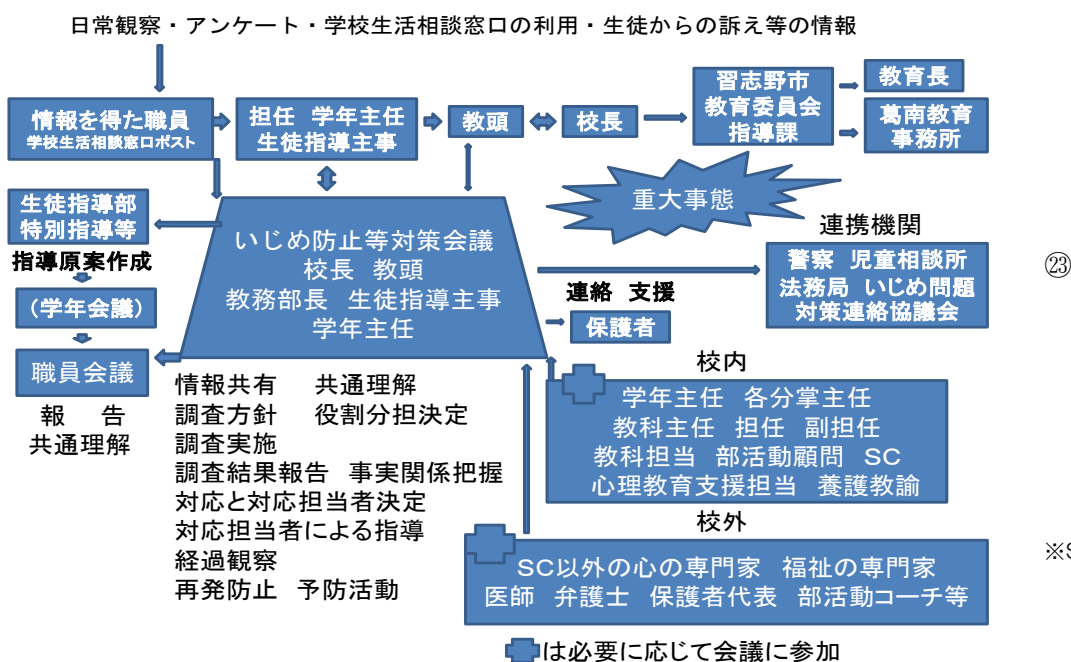
②学校は、インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行うものとする。

2. 組織

(1) 名称 いじめ防止等対策会議

(2) 構成 校長 教頭 教務部長 生徒指導主事 学年主任 その他(3)参照

(3) いじめ防止等のための組織と役割⑤ ⑥



3. 学校におけるいじめ防止等に対する措置

(1) いじめの防止

① 道徳教育, 人権教育

「自己を大切に思いやる心」・「互いの人格を尊重しあえる態度」を育成する。⑪

「いのちを大切に作るキャンペーン」・「いじめゼロ宣言」の活動を通じて、SCや教職員内の心理教育支援担当者・生徒指導いじめ担当者へのいじめ相談及び通報等の行為は、正しい行動であることを生徒とともに確認し合い『話す勇気』『止める勇気』の醸成を図る。⑪ ⑫ ⑬ ⑱ ㉑

県学校ネットパトロール実施についての注意喚起を行う。

暴力・暴言を校内外から排除する指導を行う。⑨

② 教職員の研修や念頭におくべきこと

いじめ事案に対応する資質向上のための職員研修会を実施する。⑮

体罰禁止を含めた不祥事防止研修会を実施する。

→教職員の不適切な認識・言動が生徒を傷つける、いじめを助長することがないようにするため。

いじめに関する注意義務⑧⑨

・日常の安全、いじめの本質の理解、生徒の動静把握、いじめの内容説明努力、防止措置、保護者への報告。

③ 「わかる授業」の展開⑩

生徒に自己肯定感・自己効力感を持たせ、自身の存在意義を確認させられる授業。⑩

過度の競争を高めることで鬱積するストレスによるいじめの誘発を防ぐ授業。⑪⑫

(2) 予防と早期発見

① 措置

日常の生徒観察⑬, 授業研究期間⑮, いじめアンケート ⑭⑰, 生徒面談週間⑮, 気づきカード⑮, 職員研修⑮, 学校だより, 学年集会, 保護者会での啓発活動, 家庭との電話連絡の実施等を通じて生徒の状況把握, 保護者との情報共有を図る。⑦ ⑯ ⑰

② 相談体制の整備

学校生活相談窓口ポスト⑱, 「心」ポスターによる広報活動(報告義務「いじめは許さない」)

相談・通報窓口の周知・紹介(学校内外)⑱⑳

(3) いじめへの具体的対応

① 基本的な考え方

ア 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。㉒

イ 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。㉓ ㉔

ウ 指導の際は、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うよう心がける。㉕

エ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。㉖

オ 関係機関に対する情報の共有については、正確な説明を丁寧に行う。

② いじめの発見・通報等を受けたときの対応㉗

ア 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合

その場でその行為を止める。

発見した教職員はできるだけ速やかにその場の状況把握に努める。その際、一人だけで対応しようとせず、多くの教職員の協力を得ながら行うようにする。

生徒への聞き取りの際は、メモを取り、内容の記録を残し、報告に役立てる。

当該生徒の所属クラスの担任と学年主任へ把握した内容をできるだけ詳細に報告する。

イ 生徒や保護者から「いじめではないか」との通報(相談や訴え)があった場合

当該の教職員はその相談や訴えを真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。

通報聞き取りの際は、メモを取り、内容の記録を残し、報告に役立てる。

通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、当該生徒の所属クラスの担任と学年主任へ通報の内容をできるだけ詳細に報告する。

- ウ 「学校生活相談窓口ポスト」への投函や「いじめアンケート」への書き込みがあった場合
実施者は、記名があるものについては関係する担任、学年主任へ報告する。
無記名のものについては、何らかの方法で学年等が特定できる場合は該当の学年主任等へ報告する。また、特定ができない場合は、重大性や緊急性があるようなものを除いて、「いじめ防止等対策会議」で管理
保管する。

③報告から聴き取りまでの流れ²²⁾

- ア 様々な経路により報告があった場合、学年主任は教頭へ報告し、「いじめ防止等対策会議」の開催を要請する。
イ 「いじめ防止等対策会議」が中心となり、調査方針等を決定する。
ウ 「いじめ防止等対策会議」において、さらなる調査が必要であると判断された場合、調査のための役割分担を決定し、速やかに関係生徒等から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

④聴き取りの際の留意点

- ア いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。²⁴⁾
イ いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊心を高めるよう留意する。²⁴⁾
ウ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。²⁵⁾
エ 聴き取りの時間や場所に配慮し、長時間になるような場合は休憩や食事時間を確保するようにする。²⁵⁾
オ 不適切な方法(暴言や威圧等)での聞き取りはしない。²⁵⁾
カ 聴き取った内容は必ずメモに残し、正確な情報の共有と記録に役立てる。また、そのメモのコピーを「いじめ防止等対策会議」は集約・管理する。²⁵⁾

⑤いじめの事実が確認された場合のいじめた生徒または保護者への指導・助言

- ア いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。²⁹⁾
イ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。²³⁾
ウ 教育上必要があると認めるときは、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。²⁹⁾ その際は、校内の内規に基づいて行うものとし、必要に応じてその内規の点検を行う。³⁰⁾
エ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。²⁹⁾
オ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。²⁹⁾
カ 該当生徒の保護者には迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。²⁷⁾

⑥いじめられた生徒または保護者への支援

- ア 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。²⁷⁾
イ いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行う等、いじめられた生徒の安全を確保することを伝える。²⁴⁾ ²⁸⁾
ウ いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)やスクールカウンセラーと連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。²⁴⁾
エ いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いた教育を受けられる環境の確保を図る。²⁴⁾ ²⁶⁾

⑦いじめが起きた集団への働きかけ³¹⁾

- ア いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるよう働きかける。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
イ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
ウ その集団全体で話し合う等して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるよう指導する。

⑧いじめの解決に向けて

ア いじめの解決とは、「加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すこと」と捉え、継続的に指導・観察することを心がける。

⑨ネット上のいじめへの対処

- ア 県のネットパトロール等と連携し、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、早期に発見する手だてをするとともに、発見した場合は、その後の生徒への指導や保護者等への説明に役立てるためにその事実を保存した後、直ちに削除する措置を講じる。
- イ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ウ こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- エ パスワード付きサイトやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

4. 重大事態への対処

※「重大事態」とは(定義) ㉔ (いじめ防止対策推進法より抜粋)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1)重大事態の発見と調査

①調査主体

教育相談会議、学年会議、生徒指導部会、部活動顧問会議、各部活動、関連学年正副担任、学年主任、保護者会、PTA 理事会、校内の関係する組織が、いじめ防止等対策会議と連携して行う。

②調査を行うための組織

いじめ防止等対策会議(2-(3)参照)

注意すべき点として第三者の参加を図る。

公立校は条例の定めるところによる置かれた組織。または、教育委員会に付属機関として置かれた組織との連携を行う。(いじめ防止対策推進法14条、3項の組織)

③調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた生徒保護者に対して、事実関係等その他の情報を適切に提供する責任を負う。

(2)「重大事態」発生の際の報告 ㉕

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長→習志野市教育委員会指導課→教育長

→習志野市教育委員会指導課→葛南教育事務所

緊急時には臨機応変に対応する。連絡先電話番号等を明記する。

一報後、改めて、文書により報告する。

必要に応じて警察等関係機関にためらわず連絡する。 ㉖

いじめ防止等対策会議の招集を行う。

具体的な調査方法について(3-(3)―③参照)

関係機関との連携について(2-(3)参照)

(3) 地方公共団体の長等の再調査及び措置

①再調査

前項の調査の結果について習志野市長は、習志野市教育委員会を通じ、付属機関を設け調査を行うことができる。

②再調査をふまえた措置

習志野市長及び習志野市教育委員会は、同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

5. 公表, 点検, 評価等について

(1) 公表

いじめ防止基本方針をホームページで公表する。③④

(2) 点検

PDCA サイクルに基づきいじめ防止基本方針を点検, 見直しを行う。(PDCA とは plan do check act)③⑦

年度毎に, 当該年度におけるいじめに関する調査, 分析を行い, これに基づいた対応をとる。③⑤

年度毎に, いじめ問題への取り組みを保護者, 生徒, 職員等で評価する。③⑥

(3) 評価

日頃からの生徒理解, 未然防止や早期発見, いじめが発生した際の, 問題を隠さず, 迅速かつ適切な対応組織的な取り組み等が評価されるよう, 留意する。③

6. その他

(1) 学校内外の相談窓口

校内: スクールカウンセラー 木曜日

校外: 千葉県子どもと親のサポートセンター 24時間いじめ相談 フリーダイヤル 0120-415-446

子ども人権110番(法務省) 月曜から金曜 8:30~17:15 フリーダイヤル 0120-007-110

習志野市総合教育センター 月曜から金曜 9:00~12:00 13:00~17:00 047-475-8341②⑩

(2) 年間指導計画

4月下旬	<u>生徒面談週間⑮</u>
6月	<u>授業研究期間⑮</u>
6月下旬	<u>第1回いじめアンケート⑭</u>
7月	<u>ポスター等による相談体制広報活動⑮</u>
9月上旬	<u>セルフビルド週間⑮</u>
10月下旬	<u>職員研修会⑮</u>
11月下旬	<u>第2回いじめアンケート⑭</u>
1月	<u>ポスター等による相談体制広報活動⑮</u>

企画・立案等は、いじめ防止等対策会議が行う。また、それぞれの活動の内容に応じて、学年、生徒指導部、教育相談担当者が実質的な業務を分担する。